

物品調達のための公募型見積合せ制度（オープンカウンター）についての注意事項

- 1 公募型見積合せ制度（オープンカウンター）とは、随意契約による物品等調達のための見積合せにおいて、法人が見積りを依頼する相手方を特定することなく、見積合せへの参加を希望する業者から提出された見積書により、契約の相手方を決定する方法をいいます。

見積合せに参加を希望する方は、指定の期日までに見積書を提出してください。

- 2 オープンカウンターに参加する者に必要な資格は、次に掲げるすべての要件に該当する者であることとします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されているものに限る。

（３）物品等事務取扱要領（昭和 62 年 4 月 1 日制定）第 8 条に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者でないこと。

（５）物品等事務取扱要領第 10 条第 2 項の規定による競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

- 3 オープンカウンターは、対象案件が生じた都度、随時実施するものとし、案件名及び見積書提出期限、仕様書、納入条件等説明書その他見積りに必要な文書（以下「案件概要」という。）を、見積書提出期限までの間、法人ホームページに公表することにより行うものとします。

- 4 見積書の提出は、対象案件に係る見積書提出期限までに、郵送又は持参により行ってください。これ以外の方法による提出については認めません。また、見積書の作成及びその送付に要する費用については、オープンカウンターに参加する者が負担することとします。

なお、提出にあたっては、次の項目に注意してください。

（１）郵便等により提出する場合は、封筒の表面に「オープンカウンター見積書在中」と記載して封緘すること。

（２）持参する場合は、封筒の表面に「オープンカウンター見積書在中」と記載して封緘すること。

（３）見積書の様式は任意様式とするが、下記の事項が記載されていないものは無効とします。

ア 見積書作成年月日

イ 宛先

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）、発行責任者の役職（所属）、氏名並びに連絡先及び担当者の役職（所属）、氏名並びに連絡先

エ 案件名（案件番号）

オ 見積金額（消費税等込）

（４）見積額は、各案件に特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の経費を含んだ総価（消

費税等込)を記載してください。

5 次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 必要資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出したもの
- (2) 金額を訂正したもの
- (3) 誤字、脱字、脱漏、塗抹等により意思表示が不明瞭なもの及びその疑いがあるもの
- (4) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (5) 不当な価格操作、談合等の背信又は連合、協定と認められる場合及びその疑いのある場合
- (6) 同一の案件について、同じ者から2通以上提出されたもの
- (7) 提出期限までに到達しなかったもの
- (8) 見積書等の作成にあたり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

6 契約の相手方及び契約金額については、下記のとおりとします。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 前項により契約の相手方を決定したときは、速やか当該相手方に通知するものとします。また、契約書の取り交わしや請書の提出については、通知の際に別途指示します。

7 問合せ先は下記のとおりです。

〒931-8443 富山県富山市下飯野 36 番地
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター
障害者支援施設高志ライフケアホーム管理課
TEL : 076-438-6019 FAX : 076-438-6069